

合 併 協 定 書

平成 1 7 年 1 月 1 9 日

志 津 川 町 歌 津 町

目 次

1	合併の方式	1
2	合併の期日	1
3	新町の名称	1
4	新町の事務所の位置	1
5	財産及び債務の取扱い	1
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	1
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	1
8	地域審議会の取扱い	1
9	地方税の取扱い	1
10	一般職の職員の身分の取扱い	2
11	特別職の職員の身分の取扱い	2
12	条例、規則の取扱い	3
13	事務組織及び機構の取扱い	3
14	一部事務組合等の取扱い	3
15	公共的団体等の取扱い	4
16	補助金、交付金等の取扱い	4
17	使用料、手数料等の取扱い	4
18	消防団の取扱い	5
19	消防防災関係事業の取扱い	5
20	慣行の取扱い	5
21	姉妹都市及び国際交流事業の取扱い	5
22	町（字）の区域及び名称の取扱い	5
23	行政区の取扱い	6
24	広報広聴関係事業の取扱い	6
25	地域交通関係事業の取扱い	6
26	電算システムの取扱い	6
27	窓口業務の取扱い	6
28	国民健康保険事業の取扱い	6
29	介護保険事業の取扱い	6
30	病院の取扱い	7

3 1	保健事業の取扱い	7
3 2	障害者福祉事業の取扱い	8
3 3	高齢者福祉事業の取扱い	9
3 4	児童福祉事業の取扱い	9
3 5	保育事業の取扱い	9
3 6	その他の福祉事業の取扱い	10
3 7	社会福祉協議会の取扱い	11
3 8	健康づくり事業の取扱い	11
3 9	環境衛生対策事業の取扱い	11
4 0	農林業関係事業の取扱い	11
4 1	水産業関係事業の取扱い	12
4 2	商工観光関係事業の取扱い	12
4 3	建設関係事業の取扱い	13
4 4	水道業務の取扱い	13
4 5	下水道業務の取扱い	13
4 6	学校教育関係の取扱い	14
4 7	社会教育事業の取扱い	14
4 8	新町建設計画	15
別表	主な手数料の一覧	16
別紙 1	志津川町・歌津町電算システム統合化基本方針	18
別紙 2	志津川町・歌津町の電算システムの現状及び推進体制	20

1 合併の方式

本吉郡志津川町及び同郡歌津町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、南三陸町（みなみさんりくちょう）とする。

4 新町の事務所の位置

(1) 新町の事務所の位置は、当分の間、志津川町塩入77番地（現在の志津川町役場の位置）とし、現在の歌津町役場（歌津町字伊里前91番地）は、総合支所とする。

(2) 将来の事務所の位置については、志津川町商工団地（又は新井田北側国道沿い）付近を建設候補地の一つとして、新町の均衡ある発展や住民の利便性、さらには防災対策上について考慮しつつ、合併協議会で決定し、2年以内に着手するものとする。

5 財産及び債務の取扱い

両町の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐ。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定による特例は、これを適用しない。

(2) 地方自治法第91条第7項に定める新町の議会議員の定数は、22人とする。

(3) 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は、設けない。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 新町に1つの農業委員会を置く。

(2) 両町の農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き在任するものとする。

(3) 新町の選挙による委員の定数及び選挙区の区域については、新町において検討する。

8 地域審議会の取扱い

合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置しない。

9 地方税の取扱い

(1) 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び特別土地

保有税の税率については、両町に相違がないため、現行のとおりとする。

(2) 個人町民税の普通徴収の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 6月16日から 6月30日まで
- 第2期 8月16日から 8月31日まで
- 第3期 10月16日から 10月31日まで
- 第4期 1月16日から 1月31日まで

(3) 個人町民税の特別徴収の納期は、両町に相違がないため、現行のとおりとする。

(4) 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 5月16日から 5月31日まで
- 第2期 7月16日から 7月31日まで
- 第3期 9月16日から 9月30日まで
- 第4期 11月16日から 11月30日まで

(5) 軽自動車税の納期は、地方税法で定める納期とし、4月16日から4月30日までとする。

(6) 納税貯蓄組合は、現行のとおり新町に引き継ぐ。補助金等については、合併時の次年度から志津川町の例により統一する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 両町の一般職の職員である者は、合併特例法第9条第1項の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐ。

(2) 職員数については、新町において早期に定員適正化計画を策定し、適正化に努める。

(3) 職名及び任用基準については、人事管理と職員処遇の適正化の観点から、合併時まで調整し、統一する。

(4) 給与については、適正化の観点から給与基準を定め、新町における職務と責任に応じて統一する。

11 特別職の職員の身分の取扱い

(1) 新町の職務執行者については、地方自治法施行令第1条の2の規定により、両町の長が別に協議して定める。

(2) 助役、収入役、教育長及び行政委員会の委員については、法令の定めるところによる。

(3) その他の特別職の職員（町議会議員を除く。）については、合併の日又はそれ以降の日に、新町において新たに委嘱する。

(4) 特別職の職員の給料及び報酬額については、表1のとおりとする。

なお、表に掲げる以外のものについては、合併時まで調整する。

(表1 特別職職員給料・報酬額)

職 名		支給別	金 額
町長		月額	800,000 円
助役		月額	611,000 円
収入役		月額	568,000 円
教育長		月額	498,000 円
町 議 会	議長	月額	290,000 円
	副議長	月額	240,000 円
	常任委員長	月額	225,000 円
	議会運営委員長	月額	225,000 円
	議員	月額	222,000 円
教育委員長		月額	27,000 円
教育委員		月額	26,000 円
選挙管理委員会委員長		日額	8,700 円
選挙管理委員		日額	8,600 円
代表監査委員		月額	30,300 円
(議選)監査委員		月額	27,700 円
農業委員会会長		月額	27,700 円
農業委員		月額	23,500 円
固定資産評価審査委員		日額	7,400 円

1.2 条例、規則の取扱い

条例・規則については、合併協議会で承認された各協定項目の調整方針に基づいて統一を図り、新町における事務事業に支障がないように整備する。

1.3 事務組織及び機構の取扱い

(1) 新町の事務組織及び機構については、住民福祉の増進に十分配慮し、次の事項を基本に整備する。

住民が利用しやすく分かりやすいこと。

住民の声を適正・迅速に反映できる組織であること。

合併後の多様で複雑な行政課題等に的確に対応できること。

(2) 総合支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来たすことのないよう配慮するものとする。

(3) 新町の事務組織及び機構については、計画的な定員管理のもと常に組織及び運営の合理化に努めるものとし、随時見直し調整を図っていくものとする。

1.4 一部事務組合等の取扱い

(1) 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合については、両町以外の構成自治体と協議し、合併時まで調整する。

- (2) 志津川町が構成町となっている登米本吉地方養護老人施設組合については、合併時までに脱退する方向で調整する。
- (3) 宮城県市町村自治振興センター、宮城県市町村職員共済組合、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合、地方公務員災害補償基金宮城県支部については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。
- (4) 気仙沼本吉地方水道水質検査協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。
- (5) 気仙沼本吉地方視聴覚教育協議会については、両町以外の構成自治体と協議し、合併の日の前日までに廃止するものとする。
- (6) 志津川町・歌津町合併協議会については、合併の日の前日までに廃止する。
- (7) 公平委員会事務に係る宮城県人事委員会への事務の委託並びに宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び審査会への事務の委託については、合併の日の前日をもって廃止し、新町において新たに委託する。
- (8) 気仙沼・本吉地区土地開発公社については、合併時までに調整する。

1 5 公共的団体等の取扱い

公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

- (1) 両町に共通している団体については、できる限り合併時に統合又は再編できるよう調整に努める。
- (2) 両町に共通する団体で統合に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

1 6 補助金、交付金等の取扱い

新町における補助金・交付金等については、目的及び実績を踏まえた上で、次の方針を基本として調整する。

- (1) 両町で同一又は同種の補助金・交付金等については、関係団体と調整して統一する。
- (2) 各町独自の補助金・交付金等については、新町での均衡を保つよう、調整する。
- (3) 整理統合できる補助金・交付金等及び既に目的が達成された補助金・交付金等については、統合・廃止する。

1 7 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一施設の使用料については、可能な限り合併時に統一する。

なお、使用料の減免規定については、類似施設で相違のないように合併時までに調整する。

- (2) 手数料については、別表のとおりとする。

18 消防団の取扱い

- (1) 消防団については、現行を基本として新町に2つの消防団を置き、合併時の次年度から2年以内に統合する。また、消防団の総合調整を図るため、(仮称)連絡協議会を置く。
- (2) 両町の消防団の団員である者は、新町の消防団員として引き継ぐ。
- (3) 訓練、礼式及び服制については、当面現行のとおりとし、合併後、随時調整し統一する。
- (4) 任用、報酬、費用弁償、服務その他の身分の取扱いについては、合併時の次年度から統一する。

19 消防防災関係事業の取扱い

- (1) 防災会議については、合併時に新たに設置する。
- (2) 地域防災計画については、新町において速やかに策定する。
- (3) 災害時の対応については、職員の動員配備体制等を合併時まで調整し、合併後直ちに対応できる体制とする。
- (4) 防災行政無線については、現行のとおり新町に引き継ぎ、効率的な運用を図りながらできるだけ早い時期の統一を図る。

20 慣行の取扱い

- (1) 町章、町民憲章、町花、町木、町鳥、町色、その他のシンボル及びキャッチフレーズ等については、新町において新たに定める。
- (2) 表彰及び名誉町民の制度については、調整の上、合併時に統一する。ただし、両町の名誉町民は、新町に引き継ぐ。

21 姉妹都市及び国際交流事業の取扱い

- (1) 歌津町がイタリア共和国ベザーノ町及び山形県東田川郡立川町と締結している友好提携については、相手方の意向を確認し、合併後に調整する。
- (2) 志津川町とチリ共和国及び北海道中川郡本別町の交流関係については、合併後に調整する。
- (3) その他の国際交流事業については、新町に引き継ぐ。

22 町(字)の区域及び名称の取扱い

- (1) 町、字の区域については、現行のとおりとする。
- (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。

志津川町志津川地域においては、「志津川町」を「南三陸町志津川」に置き換え、続けて、新たに「字」の表記を加える。

志津川町戸倉地域及び入谷地域においては、「志津川町」を「南三陸町」に置き換える。

歌津町においては、「歌津町」を「南三陸町歌津」に置き換える。

2.3 行政区の取扱い

行政区の区域及び名称については、現行のとおりとし、必要に応じて合併後に調整する。

2.4 広報広聴関係事業の取扱い

- (1) 広報誌の発行については、現行を基本とし、原則毎月1回とする。
- (2) ホームページについては、合併後速やかに開設する。
- (3) 町勢要覧については、周期的な発行とし、合併後速やかに発行する。
- (4) 防災行政無線による町内放送の回数等については、合併時まで調整する。

2.5 地域交通関係事業の取扱い

- (1) 歌津町が運行している町営バスについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 路線バスについては、町民生活の利便性、移動手段の確保の観点から、新町においても運行の維持に努めるものとする。
- (3) JR気仙沼線については、新町においても活性化及び利用促進に努める。また、志津川駅及び歌津駅の運營業務委託については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

2.6 電算システムの取扱い

電算システムの統合に当たっては、別紙1「志津川町・歌津町電算システム統合化基本方針」に基づき、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

2.7 窓口業務の取扱い

- (1) 住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録や戸籍事務などいわゆる窓口業務については、現行のとおり実施する。
- (2) 窓口業務に関する手数料については、志津川町の例により統一する。

2.8 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の税率については、合併時の次年度から統一した税率を適用することとし、新町で調整する。
- (2) 国民健康保険税の納期については、合併時の次年度から、4月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月及び2月の9期とする。
- (3) 国民健康保険事業財政調整基金については、全額を新町に引き継ぐ。
- (4) 出産一時金及び葬祭費については、両町に相違がないため、現行のとおりとする。
- (5) 高額療養費貸付基金については、全額を新町に引き継ぐ。高額療養費貸付事業については、志津川町の例により統一する。

2.9 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険事業計画については、第2期事業運営期間の終期（平成17年度）ま

では、現在の両町の計画の集合をもって新町の計画として取り扱うこととし、第3期事業運営期間（平成18年度から平成20年度）における計画については、平成17年度に新町において策定する。

(2) 第1号被保険者の保険料については、次のとおりとする。

平成17年度については、合併前の各町の範囲において、それぞれ現行のとおり
の額（志津川町 基準月額 2,700 円、歌津町 基準月額 2,560 円）とする。

平成18年度以降については、新町において策定する次期介護保険事業計画に基づき、統一した保険料額を定める。

普通徴収の納期については、国民健康保険税と同一とする。

志津川町で実施している低所得者に対する保険料の減免措置については、平成17年度に限り、現志津川町の範囲に居住する被保険者に対して実施し、平成18年度以降においては、志津川町の例を基本として、次期介護保険事業計画において決定する。

(3) 介護保険事業財政調整基金は、全額を新町に引き継ぐ。

(4) 志津川歌津介護認定審査会は廃止し、合併の日に新たな審査会を設置する。

(5) 居宅介護支援事業については、新町において事業者指定を受け、事業を実施する。

30 病院の取扱い

(1) 志津川歌津病院組合については、合併の日の前日をもって解散し、財産、債務、一般職の職員及び事務のすべてを新町に引き継ぐ。

(2) 公立志津川病院及びりあす訪問看護ステーションの施設、業務及び診療体制については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

なお、地域の基幹病院として、住民が安心して社会生活を送れるよう、適切な医療、介護サービスの充実に努める。

31 保健事業の取扱い

(1) 各種健（検）診、予防接種事業については、次のとおりとする。

種類については、現行のとおり実施する。

40歳未満の者を対象とした循環器健康診査については、合併時の次年度から志津川町の例により実施する。

前立腺がん検診については、合併時の次年度から志津川病院での検診を基本とする。ただし、距離の利便性を考え、歌津地域においては基本健康診査会場での検査も併せて実施する。

成人歯科健診については、合併後に新町において実施体制を検討する。

自己負担額については、合併時の次年度から表2のとおりとする。

なお、予防接種（高齢者インフルエンザ予防接種を除く。）の個人負担については、県内市町村の個人負担の状況を勘案し、合併後に新町において検討するものとする。

(2) 老人保健事業、母子保健事業及び精神保健事業については、サービスが低下し

ないよう、現行を基本として実施する。

- (3) 志津川町保健福祉推進員及び歌津町保健衛生活動協力員については、合併時に統合する。

(表2 健診・予防接種自己負担額)

健診・予防接種名称		自己負担額	備考
基本健康診査		1,500 円	70 歳以上無料
胃がん検診		2,400 円	70 歳以上無料
大腸がん検診		800 円	70 歳以上無料
肺がん検診		1,100 円	70 歳以上無料
乳がん 検診	視触診	1,600 円	70 歳以上無料
	視触診 + マンモ	3,000 円	
子宮がん検診		3,000 円	70 歳以上無料
循環器健康診査		1,000 円	
骨粗鬆症検診		1,000 円	
前立腺がん 検診	志津川病院	1,000 円	
	歌津集団検診	800 円	
肝炎ウイルス検診		800 円	
三種混合ワクチン		1,000 円	
二種混合ワクチン		1,000 円	
日本脳炎予防接種		1,000 円	
麻疹予防接種		1,000 円	
風疹予防接種		1,000 円	
ポリオ集団接種		無料	
ツ反、BC G 予防接種	ツ接種のみ	無料	
	ツ判定、BCG	無料	
高齢者インフルエンザ 予防接種		1,750 円	
おたふくかぜ予防接種		8,500 円	
水痘予防接種		10,500 円	

3.2 障害者福祉事業の取扱い

- (1) 障害者福祉計画については、合併後に新町の区域を範囲とする新たな計画を策定する。
- (2) 国が定める障害者福祉サービスについては、現行の事業内容を基本に実施する。あわせて、支援費制度に関するサービスの充実に努める。
- (3) 心身障害者通所援護施設「のぞみ福祉作業所」の運営支援については、現行のとおり実施する。
- (4) 志津川町で実施している重度身体障害者住宅改修費給付事業については、新町においても実施する。

- (5) 難病患者等に対する通院費助成については、志津川町の例により新町においても実施する。

3.3 高齢者福祉事業の取扱い

- (1) 高齢者保健福祉計画については、平成 17 年度まで現在の両町の計画の集合をもって新町の計画として取り扱う。
- (2) 介護予防関連の事業については、新町においても実施することを基本とし、細部については、各町の実情を踏まえて段階的に統一を図る。
- (3) 高齢者福祉施設の管理運営については、業務委託等の運営方針を合併時まで調整する。
- (4) 在宅介護支援センターについては、設置箇所数を現行のとおり 2 箇所とし、志津川地域に基幹型のセンター（地域型のセンターを併設）、歌津地域に地域型のセンターを設置する。
- (5) 敬老事業については、次のとおりとする。
敬老祝い金については、合併時の次年度から満 87 歳の者に 1 万円、満 99 歳の者に 50 万円を支給することとする。
敬老会については、現行のとおり 4 会場で開催することとし、対象者は合併時の次年度から満 76 歳以上の者とする。
- (6) 町内に所在する介護保険施設に対して両町が行っている支援策については、新町に引き継ぐ。

3.4 児童福祉事業の取扱い

- (1) 次世代育成支援計画については、平成 16 年度中にそれぞれの町で策定し、合併後、新町において調整する。
- (2) 子育て支援事業については、現行のとおり実施する。
なお、合併後において施設及び職員の充実に努めるものとする。
- (3) 歌津町で支給しているほのぼの養育奨励金は合併時の次年度から廃止し、財源を活用して歌津地域における子育て支援事業の充実に努めるものとする。

3.5 保育事業の取扱い

- (1) 現在の保育所及び保育園については、すべて新町に引き継ぐ。施設の統廃合等については、合併後に検討する。
- (2) 保育料については、合併時の次年度から次のとおりとする。
認可保育所（志津川保育所、戸倉保育所、伊里前保育所）の保育料徴収基準は、表 3 のとおりとする。
へき地保育所（荒砥保育園、名足保育園、泊保育園、港保育園）の保育料徴収基準は、表 4 のとおりとする。
保育料の減免制度については、当該世帯の特別事情（災害・疾病・その他負担能力の有無等）に配慮し負担減が図られるよう調整する。
- (3) 延長保育については、当面現行のとおり実施することとし、合併後に地域性を

考慮して調整する。

(表3 認可保育所保育料徴収基準)

階層	定義		3歳未満児	3歳児	4歳児以上
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0円	0円	0円
第2階層	前年度の町民税の額 の区分が次の区分に 該当する世帯	町民税非課税	7,600円	5,100円	4,800円
第3階層		町民税課税	16,500円	14,000円	13,200円
第4階層	前年分の所得 税課税世帯であって、その 所得税の区分が次の区分に 該当する世帯	64,000円未満	25,500円	22,900円	21,600円
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	37,800円	35,200円	31,100円
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	45,700円	37,700円	33,600円
第7階層		408,000円以上	56,000円	38,500円	34,600円

(表4 へき地保育所保育料徴収基準)

階層	定義		保育料
A階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0円
B階層	前年度の町民税の額 の区分が次の区分に 該当する世帯	町民税非課税	4,000円
C階層		町民税課税	9,000円
D階層	前年分の所得税課税 世帯であって、その 所得税の区分が次の 区分に該当する世帯	64,000円未満	13,000円
E階層		64,000円以上	16,000円

3.6 その他の福祉事業の取扱い

- (1) 地域福祉計画については、新町の区域を計画範囲として合併後に策定する。
- (2) 志津川町で実施している生活相談事業については、新町においても実施する。
- (3) 福祉健康まつり等の啓発事業は、新町においても実施する。
- (4) 戦没者追悼式は、合併時の次年度から町主催により開催会場を1箇所として実施する。開催場所については、持ち回り開催等も含めて遺族会との協議の上、決定する。

3.7 社会福祉協議会の取扱い

- (1) 両町の社会福祉協議会の合併については、円滑に行われるよう協力する。
- (2) 社会福祉協議会への支援については、地域福祉の充実を図る観点から、新町においても継続して実施する。
- (3) 事業委託については、社会福祉協議会の実情に配慮しながら調整に努める。

3.8 健康づくり事業の取扱い

- (1) 健康づくり計画については、合併時までそれぞれの町で策定し、合併後、新町において調整する。
- (2) 各種の健康づくり推進事業については、現行のとおり実施する。

3.9 環境衛生対策事業の取扱い

- (1) 志津川歌津環境衛生組合については、合併の日の前日をもって解散し、財産、債務、一般職の職員及び事務のすべてを新町に引き継ぐ。
- (2) 志津川歌津環境衛生組合において実施しているごみの収集処理については、新町において現行のとおり実施する。収集日については、現行のとおりとする。
- (3) 粗大ごみの処理手数料については、次のとおりとする。
 - 不燃性粗大ごみ 100円 / 10kg
 - 可燃性粗大ごみ 300円 / 50kg不燃性粗大ごみについては、専門業者による運搬経費相当の手数料であり、可燃性粗大ごみについては、草木沢廃棄物処理場での焼却処理の手数料である。
- (4) 志津川歌津環境衛生組合において実施しているし尿及び浄化槽汚泥処理については、新町において現行のとおり実施する。
- (5) 志津川町営火葬場については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (6) 両町の町営墓地については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

4.0 農林業関係事業の取扱い

- (1) 農政関係事業については、次のとおりとする。
 - 農振農用地区域については、当面、現行のとおりとし、新町で作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
 - 農業経営基盤強化促進事業については、引き続き実施する。ただし、事業の推進体制（組織）については、新町において新たに確立するものとし「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「地域農業マスタープラン」については、新町で調整し、新たに策定する。
 - 米の生産調整については、国の示す方向を基本として、農業者・農業者団体等が主体となる「地域水田農業ビジョン」を策定し、関係者による一体的な取組みを推進する。
 - 国・県の補助事業及び町単独の農業振興に係る各種事業については、合併時の次年度から統一する。

- (2) 畜産関係事業については、次のとおりとする。
 - 国・県の補助事業及び町単独の畜産振興に係る各種事業については、合併時の次年度から統一する。
 - 家畜導入事業（基金）については、新町に引き継ぐ。
- (3) 林政関係事業については、次のとおりとする。
 - 森林整備計画については、現計画を新町に引き継ぐ。
 - 国・県の補助事業及び町単独の林業振興に係る各種事業については、合併時の次年度から統一する。
 - 分収造林契約については、歌津町の例により統一する。
- (4) 農業農村整備関係事業については、次のとおりとする。
 - 農業関係施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、管理運営方法については、合併時までに調整する。
 - 国・県の補助事業及び町単独の農業農村整備に係る各種事業については、合併時の次年度から統一する。

4 1 水産業関係事業の取扱い

- (1) 水産関係施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 水産振興事業については、次のとおりとする。
 - 志津川町が志津川町淡水漁業協同組合に委託しているさけふ化放流事業については、現行のとおり実施する。
 - 志津川町・歌津町水産資源増殖管理推進協議会において実施しているヒラメ等の種苗生産・稚魚放流事業については、現行のとおり実施する。
 - 稚貝・稚魚放流事業補助金については、現行のとおり実施する。
 - 国・県の補助事業及び町単独の漁業振興に係る各種事業については、合併時の次年度から統一する。
 - 漁業近代化資金利子補給事業については、合併時に基準を志津川町の例により統一する。ただし、合併前に決定した融資については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 両町の漁業協同組合については、相互に連携した事業運営がなされるよう、調整に努める。

4 2 商工観光関係事業の取扱い

- (1) 商工会については、合併時までに両町商工会が統合又は再編できるよう、調整に努める。補助金については、合併後、新町において調整する。
- (2) 中小企業振興資金融資斡旋事業については、合併時に基準を志津川町の例により統一する。ただし、合併前に両町の制度により決定した融資については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 企業立地奨励金制度及び志津川町漁港施設用地立地奨励金制度については、新町においても引き続き実施する。
- (4) 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

- (5) 観光協会については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう、調整に努める。補助金については、現行の制度を尊重しながら、新町において調整する。
- (6) 観光物産関連イベントについては、日程を調整した上、当面は現行を基本として実施し、将来の統合又は再編に向けて検討する。
- (7) 両町が加盟している商工観光関係団体については、当面、現行のとおりとし、合併後に必要に応じて調整する。
- (8) シルバー人材センターについては、新町の全域において事業を実施できるよう必要な支援を行う。

4 3 建設関係事業の取扱い

- (1) 町道、農業用施設、林道施設、漁港施設、海岸保全施設、公園及び都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 建設関係事業については、新町建設計画に基づき計画的に実施するものとし、国・県補助の継続事業については、新町においても引き続き実施する。
- (3) 施設占用料については、次のとおりとする。
 - 道路占用料については、両町に相違がないため、現行のとおりとする。
 - 漁港施設占用料については、合併時の次年度から志津川町の例による。
- (4) 道路除融雪事業については、合併後に調整する。
- (5) 町営住宅については、次のとおりとする。
 - 現在の両町の町営住宅及び町営住宅ストック総合活用計画は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
 - 町営住宅家賃については、現行のとおりとする。

4 4 水道業務の取扱い

- (1) 上水道施設及び簡易水道施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 水道事業会計については、合併時に統合する。簡易水道会計については、新町に引き継ぐ。
- (3) 料金については、次のとおりとする。
 - 水道料金については、現行のとおりとし、合併時の次年度から2年以内に統一する。
 - メーター使用料については、現行のとおりとし、合併時の次年度から2年以内に調整する。
 - 簡易水道料金については、上水道と同様にする。
- (4) 両町の指定給水装置工事事業者については、新町に引き継ぐ。

4 5 下水道業務の取扱い

- (1) 公共下水道施設及び漁業集落排水処理施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 下水道事業会計については、合併時に統合する。漁業集落排水処理事業会計に

については、新町に引き継ぐ。

(3) 下水道整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(4) 使用料及び負担金については、次のとおりとする。

公共下水道使用料については、現行のとおりとし、合併時の次年度から3年以内に統一する。

公共下水道受益者負担金及び分担金については、現行のとおりとする。

漁業集落排水処理施設使用料については、現行のとおりとし、合併時の次年度から3年以内に調整する。

漁業集落排水処理施設受益者負担金については、現行のとおりとする。

(5) 志津川町水洗便所等改造資金融資あっせん事業及び歌津町排水設備等融資あっせん事業については、志津川町の例により統一する。ただし、合併前に決定した融資については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(6) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、現行のとおりとする。

(7) 両町の公共下水道指定工事事業者については、新町に引き継ぐ。

4.6 学校教育関係の取扱い

(1) 小中学校の通学区域については、現行のとおりとし、必要に応じて合併後に調整する。

(2) 志津川町で実施している遠距離通学費補助及び歌津町で実施しているスクールバスの運行については、現行のとおりとし、通学区域の調整に併せて、必要に応じて調整する。

(3) 奨学資金貸付事業については、次のとおりとする。

志津川町育英資金貸付基金及び歌津町奨学資金貸付基金については、全額を新町に引き継ぐ。

貸付金額については、志津川町の例により統一する。ただし、合併前に決定した貸付の金額については、決定時のとおりとする。

(4) 学校給食については、次のとおりとする。

志津川町学校給食センター及び歌津町学校給食共同調理場については、当分の間、現行のとおり運営する。

給食費については、学校給食センターと学校給食共同調理場それぞれの献立による食材費を勘案し、教育委員会が決定する。

(5) 外国語指導助手(ALT)については、現行のとおりとし、合併後、必要に応じて調整する。

(6) 歌津町で実施している小学校創作ミュージカル及び「歌津竜の舞」については、合併後に調整する。

(7) 志津川町で実施している幼稚園就園奨励費補助金については、現行のとおり実施する。

4.7 社会教育事業の取扱い

(1) 社会教育事業については、当分の間、現行のとおり実施することを基本とする。

ただし、一本化することが望ましいものについては、適宜調整する。

- (2) 社会教育施設及び社会体育施設（町民バスを含む。）については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 青少年交流事業については、交流先の意向を確認し、合併後に調整する。
- (4) 成人式については、8月15日に1箇所で開催する。
- (5) 国・県・町指定文化財は、新町に引き継ぐ。

4 8 新町建設計画

新町建設計画は、別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。

別表 主な手数料の一覧

区 分	項 目	手 数 料
戸 籍	戸籍謄・抄本	450円 / 通
	除籍謄・抄本	750円 / 通
	改正原戸籍謄・抄本	750円 / 通
	戸籍附票の写し	200円 / 通
	戸籍記載事項証明書	350円 / 件
	除籍記載事項証明書	450円 / 通
	届出の受理証明書 (上質紙のもの)	350円 / 通 1,400円 / 通
	戸籍届書記載事項証明	350円 / 通
	身分証明書	300円 / 通
	戸籍届出書等の閲覧	350円 / 件
	住民基本台帳 関係	住民票閲覧
住民票の写し		200円 / 件
除住民票		200円 / 件
住民票記載事項証明		200円 / 件
広域交付住民票謄本抄本		200円 / 件
住民基本台帳カード(交付・再交付)		500円 / 枚
外国人登録原票の写し		200円 / 件
外国人登録原票記載事項証明		200円 / 件
年金現況証明		無料
印鑑登録	印鑑証明	200円 / 件
	印鑑登録証再交付	200円 / 件
税務証明	所得証明書	200円 / 件
	課税(非課税)証明書	200円 / 件
	扶養証明書	200円 / 件
	各種納税証明	200円 / 件
	固定資産評価証明書	200円 / 件
	固定資産公課証明書	200円 / 件
	営業証明	200円 / 件
	台帳・公函閲覧	200円 / 件
	住宅家屋証明	200円 / 件
その他証明	埋火葬に関する証明	300円 / 件
	改葬に関する証明	200円 / 件
	船員手帳交付・書き換え	1,950円 / 件
	船員手帳の訂正	430円 / 件
	臨時運行許可証	750円 / 件

区 分	項 目	手 数 料	
国土調査 成果交付	地籍図の写しの交付	200円 / 枚	
	筆界点座標値の写しの交付	200円 / 筆	
	基準点座標値の写しの交付	200円 / 件	
	基準点網図の写しの交付	200円 / 件	
廃棄物の処理	不燃性粗大ごみ処理	100円 / 10kg	
	可燃性粗大ごみ処理（草木沢廃棄物処理場）	300円 / 50kg	
	可燃性・不燃性一般廃棄物処理	300円 / 50kg	
一般廃棄物 収集運搬 処理業許可	許可証の交付	2,000円 / 件	
	許可証の再交付	500円 / 件	
	従業員登録証交付	200円 / 件	
	従業員登録証再交付	50円 / 件	
	器材等検査証交付	200円 / 件	
	器材等検査証再交付	50円 / 件	
	施設検査証交付	300円 / 件	
	施設検査証再交付	100円 / 件	
狂犬病予防等	犬の登録	3,000円 / 件	
	狂犬病予防注射済票の交付	550円 / 件	
	鑑札の再交付	1,600円 / 件	
	狂犬病予防注射済票再交付	340円 / 件	
上 水 道	設計審査	2,000円 / 件	
	工事検査	2,000円 / 件	
	給水装置工事事業者指定	13,000円 / 件	
	私設消火栓立会	1,000円 / ケ所	
	消防演習立会	1,000円 / ケ所	
下 水 道	排水設備等計画確認	500円 / 件	
	排水設備等工事完成検査	500円 / 件	
	指定・公認業者登録	新規	20,000円 / 件
		更新	10,000円 / 件
	排水設備等工事責任技術者登録	新規	3,000円 / 件
更新		2,000円 / 件	
簡易水道	設計審査	2,000円 / 件	
	工事検査	2,000円 / 件	
	給水装置工事事業者指定	13,000円 / 件	
	消火栓立会	1,000円 / ケ所	
共通手数料	その他の証明	200円 / 件	
	督促	100円 / 通	
そ の 他	鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付	1,700円 / 件	

1 基本方針

- (1) 住民サービスが低下しないことを基本とし、合併時からの安定稼働を最優先としたシステム統合に努めるものとする。
- (2) 合併後各業務に支障を来さないよう、現在の情報資産の適切な保管に努めるものとし、特に個人情報保護及びセキュリティについては、法令及び両町のセキュリティポリシーに基づき対応するものとする。
- (3) 合併時に優先的に統合するシステムは、基幹系システム（住民記録ほか）、内部情報系システム（総務関係）等別紙2「志津川町・歌津町電算システムの現状及び推進体制」のうち、電算化されているもので優先度により、順次システムの統合化を図ることとする。
- (4) ネットワーク整備については、地域情報化・電子自治体への対応及び将来的な拡張性を考慮して行うものとする。
- (5) パソコン、サーバー、ネットワーク機器など両町の既存機器については、可能な限り有効活用することとする。
- (6) 今後、合併時まで両町が導入を検討している電算システム（新規及び修正等）については、二重投資の危険性があることから、緊急を要するものや特殊な事情がある場合を除き、導入しないこととする。
- (7) 合併後、3年を目途に業務毎の評価を行い、必要な措置を講じるものとする。
- (8) 新町のセキュリティポリシーは両町のセキュリティポリシーを基に、合併までに制定するものとし、情報化推進計画及び運用マニュアル等については、合併後速やかに策定するものとする。

2 主要電算システム（基幹系システム）の統合方法

主要電算システム（基幹系システム）については、自庁導入、管理運用方式を基本とし、安全性及び確実性を重視するとともに、操作性、費用対効果を考慮し、より有効利用できる、また、将来の電子自治体へ対応できるシステムを新規導入することとする。

3 他システムの統合方法

- (1) 他システムの統合については、原則として各分科会で統合方法を検討していくこととし、電算分科会は、安全確実な統合化に向けての助言等を行うこととする。
- (2) 他システムにおいて、本庁と他公共機関間ネットワークを利用する場合、別途電算分科会と協議するものとする。

4 予算措置

- (1) データ移行については、安全・確実でより低廉な方法により行い、データ移行費用は各団体において措置するものとする。
- (2) 新町のシステム統合費用、開発費用及びネットワーク構築費用、機器整備費用

については、別途協議の上、定めるものとする。

5 電算分科会の役割

電算分科会は、合併時までには統合する電算システムの全体進行管理を行うものとする。

6 その他

(1) この方針に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、幹事会又は専門部会において協議の上、決定することとする。

(2) 両町担当者は、システム統合のためのデータ移行時に、両町の導入業者の協力が得られるよう確実に調整を行うものとする。

別紙2 志津川町・歌津町の電算システムの現状及び推進体制

電算システムの現状

大分類	中分類	小分類	電算化の状況	
			志津川町	歌津町
住民記録	住民記録	住民記録	オフ	C S
	印鑑登録	印鑑登録	オフ	C S
	外国人登録	外国人登録	P C	C S
	その他	その他	オフ	C S
宛名管理	宛名管理	宛名管理	オフ	C S
	住登外	住登外	オフ	C S
	送付先管理	送付先管理	オフ	C S
戸籍	戸籍	戸籍	-	-
		戸籍の附票	-	-
住基ネット			C S	C S
税システム	住民税	個人	オフ	C S
		法人	P C	P C
		申告支援	C S	C S
	固定資産税	土地	オフ	C S
		家屋	オフ	C S
		償却資産	オフ	C S
	軽自動車税	軽自動車税	オフ	C S
	都市計画税	都市計画税	-	-
	税収納業務	税収納業務	オフ	C S
	納付方法管理	納付方法管理	オフ	C S
	滞納管理支援	滞納管理支援	P C	P C
	画地計算	画地計算	オフ	-
家屋評価	家屋評価	-	C S	
国民健康保険	国民健康保険	資格管理	オフ	CS・PC
		国保税	オフ	CS・PC
老人医療	老人医療	老人医療	P C	オフ
	老健	老健	P C	オフ
国保・医療等	レセプト	レセプト	-	
国民年金			㊦・PC	CS・PC
福祉関係	介護保険	認定	PC・CS	C S
		サービス	PC・CS	C S
		保険料	㊦・PC・CS	C S

大分類	中分類	小分類	電算化の状況	
			志津川町	歌津町
福祉関係	手当	特別障害者手当	-	-
		障害児福祉手当	-	-
		障害者手当	-	-
		児童手当	オフ	CS・PC
		児童扶養手当	-	-
		特別児童扶養手当	-	-
	福祉医療	重度障害者医療費助成	PC	PC
		乳幼児医療費	PC	PC
	母子医療	母子医療	PC	PC
	児童福祉	児童福祉(保育料含む)	PC	保育料CS
	高齢者福祉	高齢者福祉	-	-
母(父)子福祉	母(父)子福祉	-	-	
生活保護	生活保護	-	-	
保健関係	健康管理	成人健康診査	オフ	委託
		母子健康手帳	-	-
		乳幼児健康診査	-	PC
		予防接種	-	-
	畜犬登録管理	畜犬登録管理	PC	PC
経済関係	農村集落排水	使用料	-	-
	転作関係	転作関係	机・PC	委託
建設関係	住宅管理	住宅使用料	PC	PC
	工事設計積算	工事設計積算	-	-
都市開発関係	下水道	下水道使用料	-	委託
		下水道受益者分担金	-	PC
	水道関係	料金関係	CS	委託
		企業会計	PC	PC
教育関係	学校教育	学齢簿	-	PC
		新入学通知	-	-
	図書館	蔵書管理	PC	-
選挙管理委員会	選挙関係	選挙人名簿	オフ	CS
		不在者投票	-	-
		農業委員選挙人名簿	オフ	-
農業委員会	農家台帳	農家台帳	PC	委託
総務関係	人事	辞令	オフ	-
		人事記録	オフ	-

大分類	中分類	小分類	電算化の状況	
			志津川町	歌津町
総務関係	給与	毎月	オフ	P C
		期末・勤勉手当	オフ	P C
		年末調整	オフ	P C
	報酬管理	支払	オフ	C S
		源泉徴収	オフ	C S
	財務会計	予算編成	オフ	C S
		予算執行	オフ	C S
		決算処理	オフ	C S
		決算統計	オフ	C S
		歳計外	オフ	C S
		起債管理	オフ	P C
		契約管理（契約書）	P C	-
		備品管理	P C	-
全般	共通口座記録 （銀行・郵便）	共通口座記録 （銀行・郵便）	-	-
その他	共通（文字等）	共通（文字等）	C S	-
	グループウェア	グループウェア	C S	-
	施設予約	施設予約（公共施設）	-	-

注：「C S」…クライアントサーバ方式の略であり、LAN システムの一つで、ユーザの使う端末（クライアント）と、高速処理装置（サーバ）で仕事を分担して行う方式のネットワークのこと

「オフ」…オフィスコンピュータの略であり、財務会計や伝票発行などの事務処理を専門に行う小型コンピュータのこと。オフコンとも呼ばれる。

「P C」…パーソナルコンピュータの略

推進体制

- ・主要電算システムについては、基幹系システムとしての位置付けがあるので、電算分科会をはじめ、関係する各分科会が合同で統合方法等を検討する体制とする。
- ・各システム（主要電算システムを除く。）については、原則として各分科会で統合方法を検討していくこととし、電算分科会が、助言、全体調整を行う体制とする。

調 印 書

志津川町、歌津町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく志津川町・歌津町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名・調印する。

なお、平成16年9月18日に取り交わした協定は、本協定の署名・調印により失効するものとする。

平成17年1月19日

志津川町長


佐藤 仁 

歌津町長

牧野 駿 

立 会 人

合併協議会委員

須藤 仁一 


合併協議会委員

阿部 建 

合併協議会委員

後藤 清喜 

合併協議会委員

三浦 清人 

合併協議会委員

山内 拓 

合併協議会委員

三浦 治海 

合併協議会委員

佐藤 富一 


合併協議会委員

内海 大典 

合併協議会委員

星 喜美男 

合併協議会委員

及川 徹 

合併協議会委員

星 不孝一 

合併協議会委員

阿部 東夫 

合併協議会委員

阿部 博之 

合併協議会委員

及川 忠男 

合併協議会委員

阿部 真理子 

合併協議会委員

三浦 千治郎 


合併協議会委員

及川善祐 

合併協議会委員

佐藤 萬 

合併協議会委員

小山 拓海 

合併協議会委員

村上幸雄 

合併協議会委員

熊谷吉治 

合併協議会委員

加藤 充夫 

合併協議会委員

佐々木達郎 

合併協議会委員

山内 孝三 

合併協議会委員

佐藤京子 


合併協議会委員

三浦弘子 


合併協議会委員

田生誠一 

合併協議会委員

三浦弘一 

合併協議会委員

小川竹男 

合併協議会委員

吉田 計 